

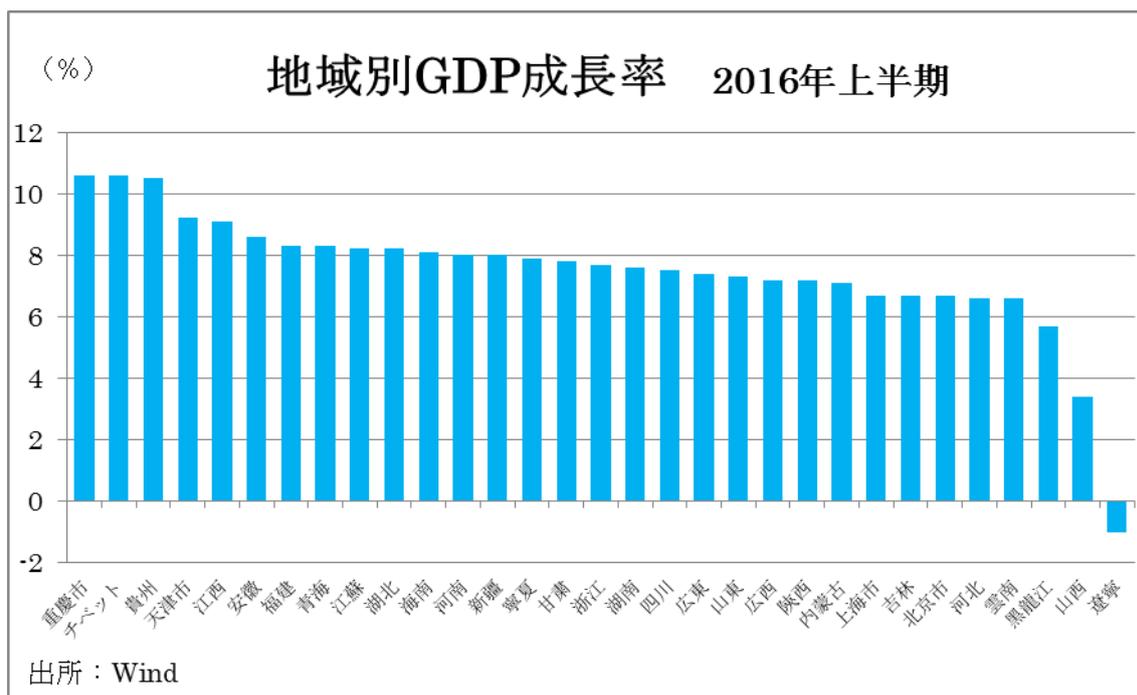
第341回:踏んだり蹴ったり

踏んだり蹴ったり、泣き面にハチ、中国語では「雪上加霜(=雪の上に霜が加わる)」と云う。中国の国営新華社によると、日本の国会に相当する中国の全国人民代表大会(全人代)は、9月13日、遼寧省選出の代表(全国議員)の内の45人が、買収行為により不正に代表資格を取得したとして、彼らの当選を無効とする決定を発表した。当選者の半分以上が選挙違反で失格したことになる。これは大事件だ。

中国全人代は、村レベルの代表選挙から始まり、郷鎮から県、県から市、市から省といったステップで、代表者が絞られ、最終的に全国の省、直轄市、自治区、その他組織から間接選挙で選出された約3000人が全国代表となるシステムだ。

約44百万人の人口を擁する遼寧省の人民代表を選ぶ選挙で、候補者の多くが選挙人である(たとえば)瀋陽市や大連市選出の人民代表(地方議員)に賄賂をばらまき当選したようだ。9月18日の地元紙によると、この事件では当選者の45人に加え、選挙人である地方議員の約7割、実に454人が失職したという。

張徳江全人代委員長が、「新中国建国以来、初めて惹起したる省レベルの不正であり、重い規律違反、選挙制度を破壊する重大案件だ」と激怒するのは当然だろう。もっとも、張委員長の発言で注意すべきは、「省レベル」にある。たしかに「省レベルで」、こんな不祥事は前代未聞だが、最下層の村レベル選挙では、よくあることらしい。さて下表をご覧ください。



中国経済は減速に歯止めが掛からず、今年上半期のGDPは前年同期比6.7%増。下表は、地域別の上半期GDP成長率(前年同期比)である。中国全体のGDPが6.7%しかないのに、なぜ31地域のうち23地域の成長率が7%を超えているのか、ここが予てより指摘されている中国統計の不思議なマジックだが、

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

企業会計の世界で、単体企業の数字を合計しても連結決算にならないのと同じで、連結消去すべきところが、消去されずに残っているのではないかと、好意的に解釈しておこう。

さて、地域別に眺めると、老朽化した生産設備を抱える重厚長大産業のウェイトが高い黒龍江省、吉林省、遼寧省の東北三省に加え、石炭産業の中心地である山西省の不振が特に目立つ。いま中国指導部が躍起になって破綻処理しようとしている赤字を垂れ流す国有ゾンビ企業、即ち製鉄、石炭、鉄鋼産業が林立するオールドエコノミーの工業地帯である。

最も悲惨なのは唯一のマイナス成長となった遼寧省。省のメンツは丸潰れ、おまけに今年3月に省No.1の党委書記・王珉氏は重大な規律違反により党籍公職を剥奪され、いま牢屋で暮らしている。

省の経済不振と、トップの失脚は仕方ないことだが、件の選挙違反は2013年3月以前のことである。遼寧省の評価をとことん失墜させるために、①省経済の不振、②省トップの失脚だけでは不十分と考えた指導部が、③大むかしの選挙違反をほじくり返した。その真意は反腐败キャンペーンを錦の御旗に掲げた権力闘争にある。王珉氏が2009年に遼寧省のトップに就任したとき、彼の前任者は、いま首相の李克強氏であった。ここがポイントだ。

中国指導部にとって立身出世の通過地点は極めて重要な意味をもつ。習主席は上海市の党委書記から中央入りを果たしたが、彼の実質登龍門の地は、9月にG20首脳会議（杭州サミット）が開かれた浙江省、彼はここで初めて省トップとなった。浙江省経済はグラフが示すとおり比較的順調だ。

一方李首相の登龍門の遼寧省は、全国で唯一マイナス成長、おまけに政治経済でスキャンダル三連発。これって偶然か、それとも誰かの力が働いているのか？聞いただけヤボだね。

一党独裁の中国で選挙違反、それも昔の違反を揉み消すなんていとも簡単。選挙違反の罪が軽いとは云わないが、日本だって選挙違反の公訴時効は3年前後と極めて短いではないか。

それを満天下に恥を晒してまで地方レベルの選挙違反を追及するには、なにか深い理由があるのでは。中国の秋は政治の季節。8月に開催された非公式の北戴河会議で慎重な根回しを行った習近平指導部は、G20首脳会議（杭州サミット）の成功で弾みをつけ、10月に開催される党中央委員会会議（六中全会）で、一気に来秋の共産党大会の総書記再選問題に決着をつけるつもりのようなのだ。（了）

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成28年9月21日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行（現三菱UFJ信託銀行）入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識（時事通信社）、中国ビジネス笑劇場（光文社）等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040